

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 4年 4月
宮 津 市

1 策定の背景

(1) 営繕工事の特徴

建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。また、工事の進捗とともに、当初発注時には予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

(2) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に、「請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づき、適正な額の請負契約代金で公正な契約を締結すること」が示されているとともに、発注者の責務として「設計図書に適正に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

(3) 策定の理由

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに設計変更のルールについて十分理解しておく必要がある。



「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定する。
なお、本ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

- 発注者は、工事請負契約書第 18 条第 2 項に基づく調査を行った場合、第 3 項によりその結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査終了後 14 日以内に受注者に通知する。
- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合にあっては、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

(2) 受注者の留意事項

- 受注者は、工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には、発注者(監督職員)との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

3 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工(工法・材料等)を実施した場合
注記: なお、災害防止等のため緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。
その場合においては、受注者は発注者に速やかに報告しなければならない。
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工(工法・材料等)を実施した場合

3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約書(第 18 条～24 条)、公共建築工事標準仕様書(1.1.8～1.1.10)に定められている所定の手続きを経していない場合
5. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議の場合

4 設計変更が可能なケース

工事請負契約書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経て、発注者が設計図書を訂正又は変更する必要があると認めた場合、設計変更を行う。

1. 設計図書が互いに一致しない場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 1 号)

図面、標準仕様書、特記仕様書等設計図書が互いに一致しないとき(優先順位が定められている場合を除く。)には、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この場合、発注者に確認して、設計図書を訂正してもらうべきである。

2. 設計図書に誤謬がある又は脱漏がある場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 2 号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者はそれが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらべきである。

【事例】

- 工事施工上、必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

3. 設計図書の表示が明確でない場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 3 号)

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

【事例】

- 図面の記載内容が読み取れない場合

4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

自然条件とは、例えば、掘削する地山の高さ等の地表面の凸凹等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、既設建物、地下構造物、設備配管の状況、工事に関する法令等が挙げられる。

【事例】

- 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された既設配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 5 号)

【事例】

- 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

6. 発注者が変更を必要と認め、設計図書の変更に係る指示を行う場合 (工事請負契約書第 19 条)

【事例】

- 地元調整等の結果、施工範囲、施工内容、施工期間等の変更が必要となった場合

7. 発注者が工事を中止させた場合 (工事請負契約書第 20 条)

受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

【事例】

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じたため、施工を続けることが困難な場合

- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、施工を続けることが困難な場合
- 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

8. 受注者から工期の延長請求があり、発注者が妥当と認めた場合 (工事請負契約書第 21 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

【事例】

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することが出来ない事由により工期の延長が生じた場合

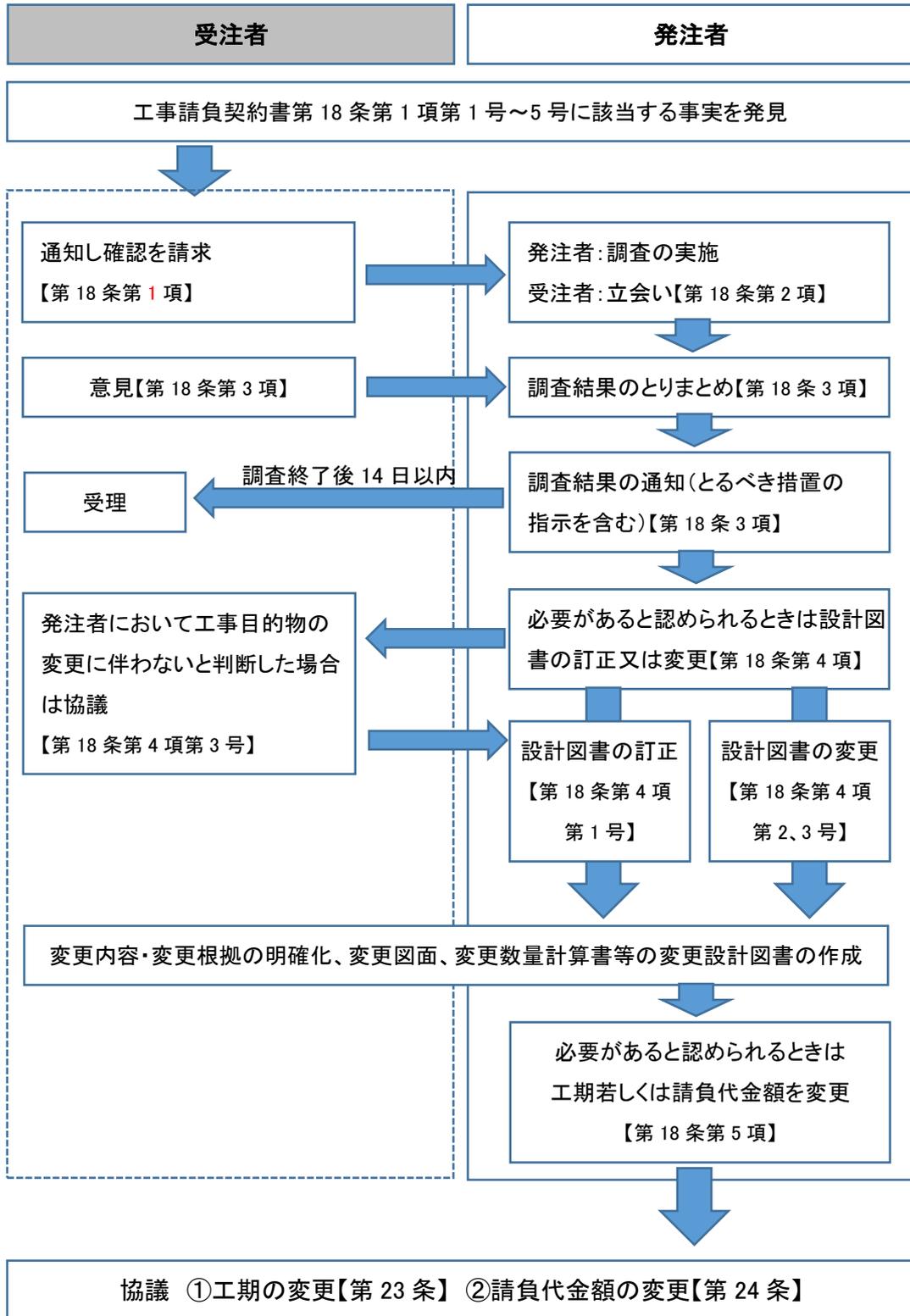
9. 発注者から工期の短縮を請求した場合(工事請負契約書第 22 条)

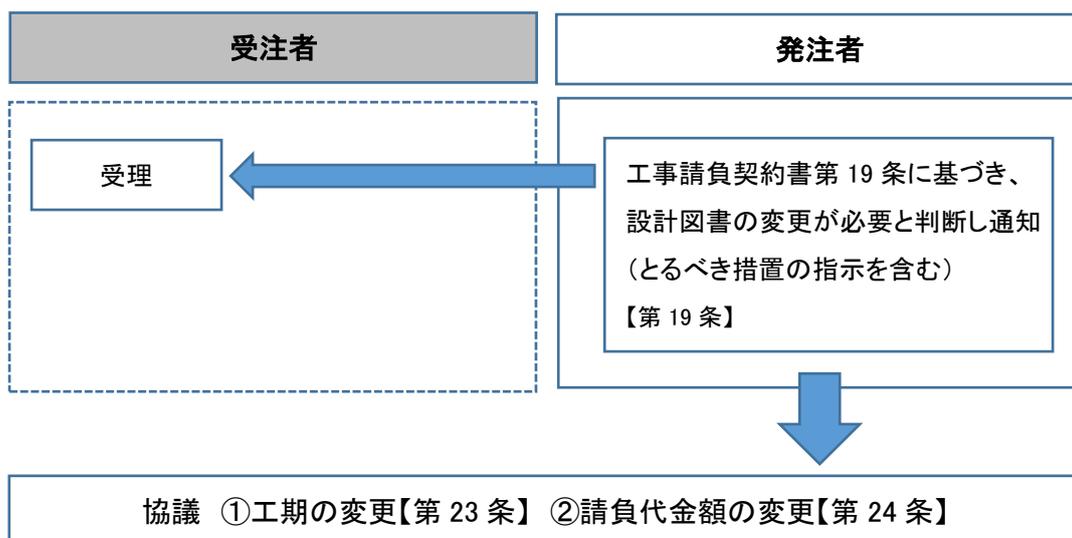
発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

【事例】

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

5 設計変更手続きフロー





6 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

受注者は、当初設計等に対して、工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ② 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ③ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

7 条件明示について

- 施工条件は、契約条件となるものであることから、特記仕様書等の設計図書に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応する。
- なお、条件明示等に不足が生じないよう、下記の事項に該当するものについて、記載漏れのないようにする。
- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受発注者が協議できるものとする。

	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障 物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間

薬液注入等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再利用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関、自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

8 施工方法等の指定・任意の使い分け

【基本事項】

施工方法等(指定・任意)について、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ア. 「任意」については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- イ. 「任意」については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ウ. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ア. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- イ. 発注者(監督職員)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

【自主施工の原則】

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

【工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、**は**、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書での取扱い	施工方法等については具体的に指定する	施工方法等については具体的には指定しない ※1
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設、施工方法等を「参考図」として示すことがあるが、参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。

9 緊急施工における設計変更

緊急施工

緊急施工とは、災害等の不可抗力における被害の防止を図るため、受注者自ら若しくは発注者の指示により施工される臨機の措置をいう。

【工事請負契約書第 26 条】

